

# 後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)の施行について

財団法人 地方公務員等ライフプラン協会  
業務部企画課 主幹 高野 淳一

## 新たな高齢者医療制度の創設

我が国は、昭和三六年に達成した国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきました。

しかし、近年は、急速な少子高齢化の進展や医療技術の高度化など医療制度を取り巻く環境が大きく変化していく中、医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するために、医療制度の構造改革が議論されました。

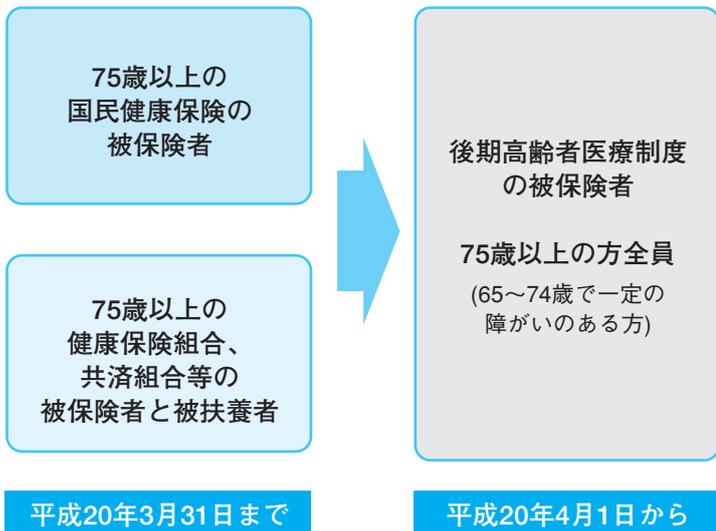
また、これまで高齢者の医療については、老人保健法に基づく老人医療制度を中心に実施されてきましたが、医療保険財政の深刻化という状況の中、現行の老人保健制度では、急増する老人医療費を支える現役世代と高齢者世代の保険料負担が不公平であると指摘されてきました。

このような背景のもと、平成一八年六月、「健康保険法等の一部を改正する法律」により、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」（平成二〇年四月一日施行）に全面的に改正され、七五歳以上の高齢者と六五

歳以上七五歳未満の一定の障がいのある方に係る医療については、財政基盤の安定化を図るという考え方から、従来の医療保険制度から独立した、運営主体を全市町村が加入する広域連合とする後期高齢者医療制度、通称長寿医療制度が平成二〇年四月から施行されました。

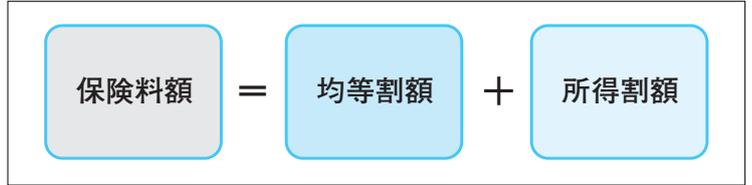
## 制度の加入者

後期高齢者医療制度は、七五歳以上の後期高齢者と六五歳以上七五歳未満で一定の障がいのある方を対象とする独立した医療制度で、国民健康保





## 保険料額



## 公的年金等の控除額

年金収入額	公的年金等控除額
330万円以下	120万円
330万円超410万円以下	公的年金収入×0.25+37万5千円
410万円超770万円以下	公的年金収入×0.15+78万5千円
770万円超	公的年金収入×0.05+155万5千円

## 均等割額軽減割合

均等割額軽減割合	被保険者と世帯主の合計所得額
7割	33万円以下の世帯
5割	33万円+（世帯主を除く被保険者数×24.5万円）以下の世帯
2割	33万円+（被保険者数×35万円）以下の世帯

## 経過措置

	平成20年度		平成21年度
	4月～9月	10月～3月	
均等割額	負担無し	9割軽減	5割軽減
所得割額	負担無し		

連合が保険料額の決定を行い、市区町村が保険料を徴収しますが、年額一八万円以上の年金を受給している方は、原則年金から天引きされます。（特別徴収）ただし、介護保険料との合計額が年金受給額の二分の一を超えた場合は天引きされません。

また、特別徴収の対象とならない方は、市町村から送付される納入通知書等により納付します。（普通徴収）

## これからの課題について

域連合ごとに定めていますので、それぞれ異なります。

## 所得による保険料の軽減措置

所得の低い世帯については、世帯の所得水準に応じて右表のように均等割額が軽減されます。（広域連合によっては、独自の低所得者対策軽減を行っている場合があります。）

## 被用者保険の被扶養者に対する軽減措置

また、これまで被用者保険に加入している子どもなどの被扶養者となつて

いたため、保険料を負担していなかった方については、激変緩和の観点から後期高齢者医療制度に加入したときから二年間、被保険者均等割額を五割減額し、また、所得割額は賦課しません。

ただし、平成二〇年度については、平成二〇年四月から九月までの六ヶ月間は保険料を徴収せず、一〇月から平成二一年三月までの六ヶ月間は均等割額を九割減額する措置がなされます。

## 保険料の徴収について

後期高齢者医療制度では、各広域

また、全国各地で徴収や表記のミス、保険証の未着が相次いだほか、年金からの天引きも、徴収システムが間に合わず四月の特別徴収ができなかった自治体もあるなど、運営側の混乱もありました。

厚生労働省は、後期高齢者医療制度と従来の国民健康保険との全国平均の保険料比較を公表し、夫婦二人暮らしの世帯では年金収入が年間五二〇万円以上の高所得層のほかに負担増につながらず、単身世帯では収入にかかわ

後期高齢者医療広域連合別均等割額・所得割率

都道府県	均等割額(円)	所得割率	都道府県	均等割額(円)	所得割率
北海道	43,143	9.63%	滋賀	38,175	6.85%
青森	40,514	7.41%	京都	45,250	8.32%
岩手	35,800	6.62%	大阪	47,415	8.68%
宮城	38,760	7.14%	兵庫	43,924	8.07%
秋田	38,426	7.12%	奈良	39,900	7.50%
山形	37,300	6.85%	和歌山	43,375	7.92%
福島	40,000	7.45%	鳥取	41,592	7.75%
茨城	37,462	7.60%	島根	39,670	7.35%
栃木	37,800	7.14%	岡山	43,500	7.89%
群馬	39,600	7.36%	広島	40,467	7.14%
埼玉	42,530	7.96%	山口	47,272	8.71%
千葉	37,400	7.12%	徳島	40,774	7.43%
東京	37,800	6.56%	香川	47,700	8.98%
神奈川	39,860	7.45%	愛媛	41,659	7.85%
新潟	35,300	7.15%	高知	48,569	8.88%
富山	40,800	7.50%	福岡	50,935	9.24%
石川	45,240	8.26%	佐賀	47,400	8.80%
福井	43,700	7.90%	長崎	42,400	7.80%
山梨	38,710	7.28%	熊本	46,700	8.62%
長野	35,787	6.53%	大分	47,100	8.78%
岐阜	39,310	7.39%	宮崎	42,800	7.95%
静岡	36,000	6.84%	鹿児島	45,900	8.63%
愛知	40,175	7.43%	沖縄	48,440	8.80%
三重	36,758	6.79%	平均	41,683	7.75%

※広域連合区域内では保険料率は原則として均一ですが、医療給付費等が一定以上低い一部市町村については、上記とは別に均一ではない低い保険料率が設定されています。  
 ※各広域連合ホームページ調べ（4月15日現在）

らず負担が軽くなるとの試算を示しましたが、全国で三九市町村では低所得層や中間層でも保険料負担が重くなる

可能性があることも明らかにしました。特にこれまで被用者保険の被扶養者であった方は、激変緩和措置はあるも

の負担増になりますので、これからも被保険者に対し理解と納得が得られる十分な説明が必要になると思われま